高齢者スマートフォン購入費補助金

70歳以上の人のみが居住する世帯で、初めてスマートフォンを購入する人に補助金を交付します。

●次の要件を全て満たす人

□昭和30年3月31日以前に生まれた市民でスマートフォン未所持の世帯

□令和7年3月31日までに、自身が使用する目的で指定販売店からスマートフォンを初めて購入し、モバイルデータ通信契約※をした人

※携帯電話会社が提供するインターネット通信のこと

※携帯電話からスマートフォンへの機種変更を含む

□市税の滞納がない世帯

□市防災行政無線戸別受信機の貸与を受けていない人

□購入後に栗原市安全安心メールまたは、市公式LINEを登録した人

●助成金額　最大2万円

※本体購入費、充電器購入費用、事務等手数料の合計金額に対して補助します。

●申し込み　次の①～③の手順で申し込みください。

①指定販売店でスマートフォンを購入し、栗原市安全安心メールまたは市公式LINEを登録

②店舗備え付けの申請書に証明印を押印してもらう

③各総合支所市民サービス課に必要書類を添えて、申請書を提出

●指定販売店　ケーズデンキ築館店、ドコモショップ栗原店、ソフトバンク築館、auショップ築館店

※詳しくは、問い合わせください。

問 総務部危機対策課 ☎(22)1149

高齢者安全運転支援装置設置費補助金

車の安全運転支援装置を後付けで設置した人に補助金を交付します。

●対象　次の要件を全て満たす人

□昭和30年3月31日以前に生まれた市内に居住する人

□有効期限内の自動車運転免許証がある人

□市税の滞納がない世帯

●対象車両　次の要件を全て満たす自動車

□国土交通省の性能認定を受けた安全運転支援装置を設置した車両（自動二輪車を除く）

□自家用車両

□自家用車両の所有者と使用者が補助金を申請する人と同じであること

●助成金額

□障害物検知機能付き装置の場合　上限4万円

□障害物検知機能がない場合　上限2万円

●申し込み　次の①、②の手順で申し込みください。

①安全運転支援装置の取扱い店で設置

②各総合支所市民サービス課に必要書類を添えて、申請書を提出

問 総務部危機対策課 ☎(22)1149

令和7・8年度入札参加資格審査申請

入札参加登録を希望する場合は、申請要領に基づき、期限まで忘れずに申請してください。

●申請区分

□建設工事

□建設関連業務（測量・コンサルタントなど）

□物品の調達・役務の提供

●受付期間　12月2日(月)～令和7年2月14日(金)　午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日、年末年始(12月28日～1月5日)を除く

●資格有効期間　令和7年4月1日(火)～令和9年3月31日(水)

※受付期間後の申請は、随時受け付けとなり、四半期ごとの資格承認日からの有効期間となります。

●申し込み　申請要領を確認し、申請書に必要事項を記入の上、問い合わせ先に持参または、郵送で申し込みください。

※詳しくは、市ウェブサイトを確認いただくか、問い合わせください。

問 総務部管財課 〒987-2293 栗原市築館薬師一丁目7番1号 ☎(22)1116

職員給与の公表

市職員の給与は、国をはじめとする全国の公務員や、民間企業の給与などを考慮し、市議会の議決を経た上で、市の条例で定めています。4月1日現在の職員給与などを、次のとおりお知らせします。

●一般行政職の初任給

大学卒業程度

□市　19万6200円

□国　19万6200円

高等学校卒業程度

□市　16万6600円

□国　16万6600円

※国の額は、人事院規則に定められている初任給基準表の額です。

●職員の平均給料月額・給与月額と平均年齢

一般行政職

□平均給料月額　31万7047円

□平均給与月額　36万9981円

□平均年齢　44・9歳

消防職

□平均給料月額　27万1218円

□平均給与月額　32万8108円

□平均年齢　36・9歳

技能労務職

□平均給料月額　29万3193円

□平均給与月額　31万3066円

□平均年齢　55・1歳

※平均給与月額は、給料に扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当などを加えた金額です。

●特別職の報酬など

月額報酬

□市長　96万9千円

□副市長　77万7千円

□教育長　63万7千円

□議長　49万7千円

障害者週間

12月3日(火)から6日(金)は障害者週間です。障害者の福祉について関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に、積極的に参加する意欲を高めることを目的に定められています。

障害のある人もない人も互いを理解・尊重し、共に暮らしやすい社会の実現のために、私たちができることを考えてみませんか。

問 市民生活部社会福祉課 ☎(22)1340

飼い主としてのマナーを守りましょう

犬や猫などを飼う際は、次のマナーを守りましょう。

●犬の飼い主が守るべきこと

□吠え声が他人の迷惑にならないように注意しましょう。

□散歩の時は、必ずリードを付け、ふん尿の始末を行いましょう。

□犬が逃げ出さないように飼いましょう。

□犬を飼い始めたら、市への登録が必要になります。年1回の狂犬病予防注射を受けましょう。

●猫の飼い主が守るべきこと

□室内で飼い、交通事故、感染症などの危険から守りましょう。

□屋外に逃げた際に、身元が分かるよう首輪や迷子札などを付けましょう。

□不妊・去勢手術をして飼いましょう。

●野良猫へ無責任に餌を与えないでください　餌を与えるだけで、その後の管理をしないのは非常に無責任な行為です。餌を与えている人は、餌やりをやめるか、飼い主として責任を持って飼いましょう。

※各家庭で、家や庭などに近寄らせないような対策を取りましょう。

問 市民生活部環境課 ☎(22)3350

除雪作業にご協力を

積雪がおおむね10センチメートルになった場合に、除雪作業を行っています。

降雪の状況により、作業に時間がかかる場合があります。

円滑な作業のため、次のことに協力をお願いします。

●円滑な除雪作業のために

□路上駐車は、除雪作業の支障となるので、絶対にしないでください。

□各家庭から道路への排雪や散水は、凍結の原因になるため、行わないでください。

□除雪作業で道路脇に押し出された雪は、各家庭で排雪をお願いします。

●沿道の土地所有者の皆さんへ

私有地から道路に張り出している樹木が積雪で車や歩行者の通行の妨げにならないよう、適正管理をお願いします。

緊急の場合は、通行の支障となっている樹木を伐採、撤去することがあります。

各総合支所市民サービス課

問 建設部建設課 ☎(22)1152

鳥インフルエンザ対策

次のような対応と行動をお願いします。

●感染を防ぐために

□死亡した野生動物には、素手で触らない。

□死亡している野生動物を発見したら、県または市に連絡する。

□野生動物の排せつ物に触れてしまった場合は、手洗い・うがいをする。

□野生動物の排せつ物が靴の裏や車両に付くことで、鳥インフルエンザウイルスなどの病原菌が他の地域へ運ばれる恐れがあるので、野生動物に近づき過ぎないようにする。

□靴で排せつ物などを踏まないように十分注意する。踏んでしまった場合は靴底を水で洗い流し、必要に応じて消毒する。

□野生動物を追い立てたり、捕まえたりしない。

問 農林振興部林業畜産課 ☎(22)1136
各総合支所市民サービス課
宮城県北部地方振興事務所
栗原地域事務所 ☎(22)2391

栗原市テレビ回覧板

問 企画部市政情報課　☎(22) 1126

khb東日本放送が提供するテレビのデータ放送サービス「khbテレビ回覧板」で、市政情報の発信を行っています。ぜひ、ご覧ください。

●掲載情報

市政情報、観光情報、災害情報（避難所開設など）

●利用方法

1. テレビのリモコンの5チャンネルを押す
2. dボタンを押す
3. テレビ画面の「栗原市のテレビ回覧板」を選択し、決定ボタンを押す

※ボタンの配列や表記は、リモコンによって異なります。

※栗原市のテレビ回覧板が表示されない場合は、テレビの設定でお住まいの郵便番号が登録されているか確認してください。